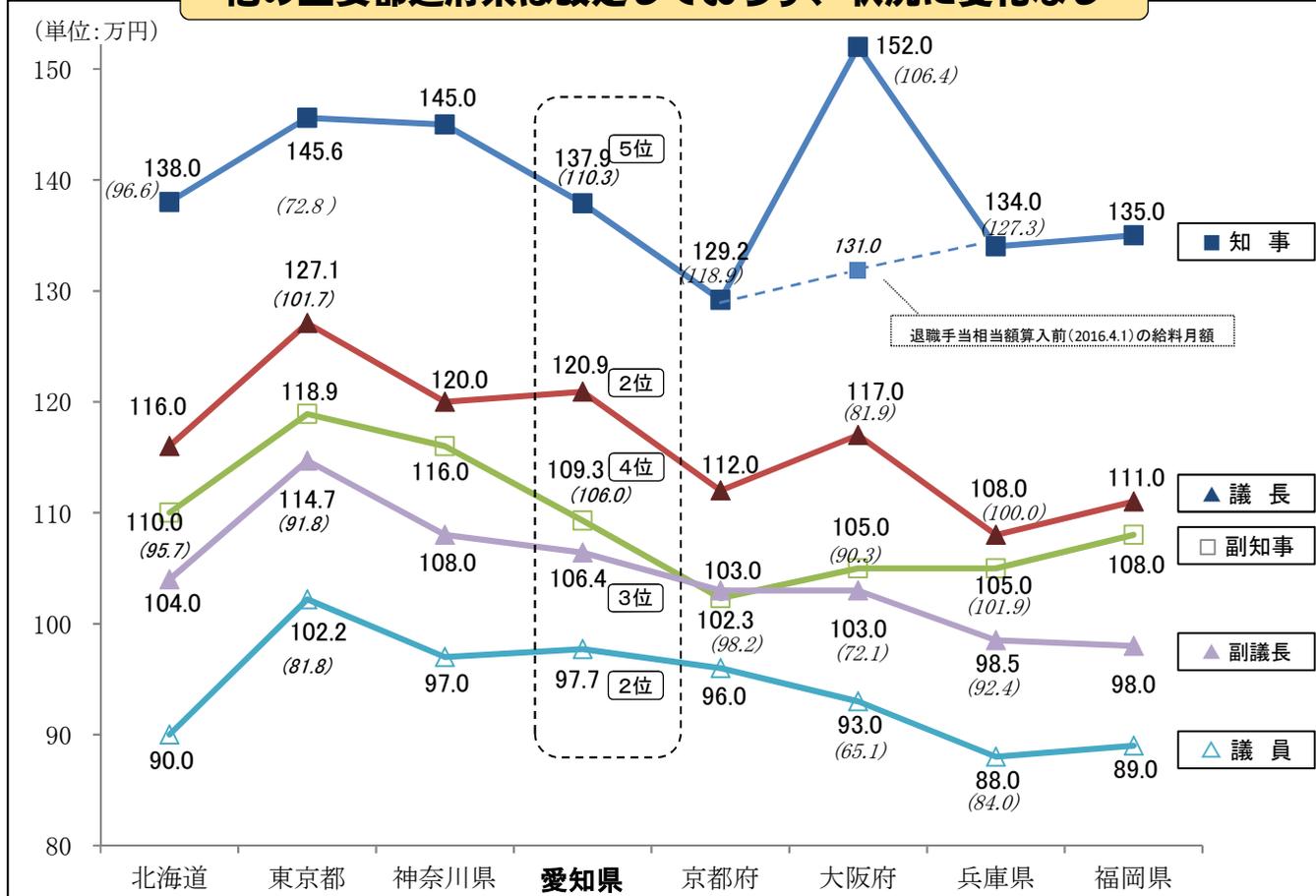


主要都道府県 特別職の報酬等の月額 (2020年4月1日現在)

他の主要都道府県は改定しておらず、状況に変化なし



改定年月日(知事)	2020.4までの経過年月数	過去の改定経過 [前回改定からの経過年月数]	
		北海道	1992.10.1 (H4)
東京都	2016.4.1 (H28)	4年0月	2016(H28).4 [1年0月] 2015(H27).4 [1年0月]
神奈川県	1995.12.1 (H7)	24年4月	1995(H7).12 [4年0月] 1991(H3).12 [3年8月]
愛知県	2020.4.1 (R2)	0年0月	2020(R2).4 [5年0月] 2015(H27).4 [8年3月]
京都府	2006.4.1 (H18)	14年0月	2006(H18).4 [10年1月] 1996(H8).3 [4年0月]
大阪府	2016.4.1 (H28)	4年0月	2016(H28).4 [4年0月] 2012(H24).4 [20年0月]
兵庫県	2013.4.1 (H25)	7年0月	2013(H25).4 [20年11月] 1992(H4).5 [3年5月]
福岡県	1993.4.1 (H5)	27年0月	1993(H5).4 [3年0月] 1990(H2).4 [4年0月]

<大阪府知事の給料について(2016年~)>

◆退職手当を廃止し、廃止前の一任期(4年)分の額を1か月相当に割り戻して給料の額に算入するとともに、過去の累積改定率を参考にして、2016年度から給料の額を引き上げた。

(注) ( )内は、財政事情等により報酬等を減額している都道府県における減額後の額を示す。

<参考>

区分	総理大臣	国务大臣	副大臣	大臣政務官	議長	副議長	議員	適用年月日	改定の時期
国	201.0 (140.7)	146.6 (117.3)	140.6 (112.5)	119.9 (107.9)	217.0	158.4	129.4	2015(H27).4.1	一般職に準じて改定

(注) ( )内は、自主返納(総理大臣30%、国务大臣・副大臣20%、大臣政務官10%)後の額を示す。(2014年4月から終期末定)